

新型コロナウイルス ワクチン接種に関するお知らせ

※令和3年12月22日(水)現在の情報です。

3回目接種の開始時期

2月から接種開始(予定)

予約方法は接種券に同封するチラシをご覧ください。

2回目接種日から

65歳以上 7ヵ月を経過する方へ接種券送付

64歳以下 8ヵ月を経過する方へ接種券送付

国からのワクチンの配送スケジュールによっては、接種開始時期を変更することがあります。接種日は決まり次第、防災行政無線や市ホームページでお知らせします。

なお、2回目接種日から7ヵ月を経過する65歳以上の方で、接種券が届かない場合は、コールセンターへお問い合わせください。特に、2回目接種後に西脇市へ転入した方は、必ず届け出が必要です。

3回目接種のワクチンの種類

3回目接種に、国は2種類のワクチン(ファイザー社製と武田/モデルナ社製)を準備しています。3回目接種は、1・2回目に打ったワクチンの種類に関わらず、「ファイザー社製」・「武田/モデルナ社製」のいずれかの接種となります。

接種証明書のデジタル化

接種証明書(ワクチンパスポート)のスマートフォンアプリが利用できるようになりました。電子申請・電子交付には、マイナンバーカードが必要です。詳しくは、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



予約コールセンター

☎22-3300 FAX 22-3310

(午前9時~午後5時) (受け付けは24時間)
※12月29日(水)~1月3日(月)は休み

ご意見をお寄せください

パブリック・コメント

第11次西脇市交通安全計画

「西脇市交通安全計画」は交通安全対策基本法に基づき、市の交通安全対策を推進するために策定するものです。国や兵庫県の計画の改訂に沿った「第11次西脇市交通安全計画(案)」の策定にあたり、市民の皆さんからご意見を募集します。

計画の基本理念

- ①交通事故のない西脇市
- ②「人優先」の交通安全思想の推進
- ③誰もが安全に移動できる社会の構築を目指します。

◆募集期間

1月1日(土・祝)~31日(月)

◆閲覧場所

防災安全課・情報公開コーナー(市役所内)、図書館(みらいえ内)、市ホームページ

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファクスまたはメールで下記へ(住所・氏名や団体名、電話番号を明記)

◆意見の提出先・問合せ

〒677-8511

西脇市下戸田128-1

西脇市防災安全課

☎22-3111(内線2014)

FAX 22-3515

✉anzen@city.nishiwaki.lg.jp



一般行政職の級別職員数の状況

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	理事技監部長	次長課長主幹	課長補佐	主査	主任	上級職員	一般職員	その他	
職員数(人)	12	45	37	34	44	68	22	6	268
構成比(%)	4.5	16.8	13.8	12.7	16.4	25.4	8.2	2.2	100.0

部門別職員数の状況と主な増減理由(単位:人)

区分	職員数	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	75	72	△3	事務の統廃合・縮小
	税務	16	14	△2	事務の統廃合・縮小
	民生	25	24	△1	事務の統廃合・縮小
	衛生	19	22	3	業務増
	労働	1	1	0	
	農林水産	15	16	1	業務増
	商工	6	6	0	
	土木	24	24	0	
	小計	185	183	△2	
教育部門	55	47	△8	事務の統廃合・縮小	
小計	240	230	△10		
公営企業	病院	448	449	1	業務増
	水道	5	5	0	
	下水道	8	7	△1	事務の統廃合・縮小
	その他	39	39	0	
	小計	500	500	0	
合計	740	730	△10		

職員の任免(令和2年度)(単位:人)

区分	男性	女性	合計
新規採用	31	39	70
退職者	30	35	65
定年退職	8	5	13
普通退職ほか	22	30	52

職員の分限処分の状況(令和2年度)(単位:人)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	8	8
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合計	0	0	8	8

職員の懲戒処分の状況(令和2年度)(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0



西脇市職員など給与を公表

市職員の給与や定数管理は、地方公務員法などの法律に基づき、市議会の決議を経て給与に関する条例などで定められています。

人事行政の透明性を図るため、市職員の給与や定数管理状況を公表します。

[令和3年4月1日現在]

◆問合せ

総務課(市役所内線3049)

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(3.1.1現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
2年度	39,871人	30,945,082千円	170,808千円	2,646,216千円	8.6%

職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費			1人当たり総額(B/A)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
2年度	240人	915,972千円	164,969千円	359,970千円	1,440,911千円	6,004千円

平均年齢、平均給料・平均給与月額状況

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額(国ベース)	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	平均給料月額(国ベース)	平均給与月額(国ベース)
西脇市	43.1歳	315,700円	343,947円	56.2歳	315,200円	323,745円
国	43.0歳	325,827円	407,153円	50.9歳	286,947円	328,603円

特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 921,000円 副市長 750,000円 教育長 665,000円
報酬	議長 465,000円 副議長 408,000円 議員 370,000円
期末手当	市長 副市長 教育長 議長 副議長 議員 ■令和3年度支給割合 6月期=2.225月分 12月期=2.225月分 (計4.450月分)
退職手当	市長 副市長 教育長 ■算定方式 給料月額×在職月数×0.40 1期の手当額 17,683,200円 給料月額×在職月数×0.24 任期ごと 8,640,000円 給料月額×在職月数×0.18 任期ごと 4,309,200円

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づいています。市長・副市長は1期(4年=48ヵ月)、教育長は1期(3年=36ヵ月)勤めた場合の見込み額です。